

議案第89号 小松島市一般職の職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

平成28年度の人事院勧告に準拠し、任期付職員の給料表の額及び期末手当の支給月数を改めるもの。

○第1条による改正 給料表の1号給・2号給の金額増

平成28年12月の期末手当の支給月数を0.1月分増

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表【第1条関係】

現行		改正後(案)		備考
(任期付職員の給与の特例) 第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		(任期付職員の給与の特例) 第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		改正
号給	給料月額(円)	号給	給料月額(円)	
1	371,000	1	372,000	
2	419,000	2	420,000	
3	471,000	3	471,000	
4	532,000	4	532,000	
5	607,000	5	607,000	
2~5	(略)	2~5	(略)	

<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。</p>	<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。</p>	<p>改正</p>
--	--	-----------

○第2条による改正 平成29年6月以降の期末手当の支給月数を改正（6月の支給月数を増やし、12月の支給月数を同割合減ずるもの。）

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。</p>	<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。</p>	<p>改正 改正</p>